

# 青梅市スポーツ施設ストック適正化計画

令和4（2022）年3月

青 梅 市

## はじめに

スポーツに関する施策の基本となる事項を定めた「スポーツ基本法」では、スポーツ施設の整備等について、「国および地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定されています。

本市では、平成 29（2017）年 3 月に、公共施設等の現状把握や更新費用等の見通しのほか、将来の人口動向や財政見込みなどを踏まえ、長期的な視点を持ち、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を行いながら公共施設等の最適な配置を実現するなど、その総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に、「青梅市公共施設等総合管理計画（青梅市公共施設再編計画）」を策定しました。

本計画では、この「青梅市公共施設等総合管理計画（青梅市公共施設再編計画）」の考え方を踏まえ、これから本市が取り組んでいくスポーツ施設の最適な配置について定めることとします。

# — 目 次 —

1	計画の策定に当たっての背景および目的	P 3
2	計画の位置づけ	P 4
3	対象施設	P 5
4	計画期間	P 5
5	各施設の基本情報および現況	P 6
6	施設の現状情報に基づく個別施設の方向性等【1次評価】	
	(1) スポーツ施設における基本的な方針	P15
	(2) 施設の整備手法	P18
7	施設的环境評価	
	(1) 施設的环境に関する情報の整理	P19
	(2) 施設の基本方針に関する検討【2次評価】	P20
8	個別施設計画の検討	
	(1) スポーツ施設としての機能保持	P23
	(2) 総量コントロール	P24
	(3) 施設不足の解消	P25
	(4) 個別施設計画の取りまとめ	P26
9	計画の実施方法	
	(1) フォローアップの実施方針	P29
	(2) 推進・取組体制	P29
	(3) 施設利用者や住民との情報共有	P29

## 1 計画の策定に当たっての背景および目的

スポーツ基本法では、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」とし、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適正等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」という、スポーツを行う権利を保障する考え方が示されています。

本市では、平成26（2014）年3月にスポーツ推進の新たな指針を示した「青梅市スポーツ推進計画」（平成26（2014）年～令和5（2023）年）を策定し、意識的に行う身体活動のすべてをスポーツとして位置づけた取り組みが始まりました。

そして、この計画策定後5年が経過した平成31（2019）年3月、その後5年間の効果的なスポーツ推進を図るため、計画の中間見直しを行いました。

しかしながら、令和元（2019）年に初めて中国で発症が確認された新型コロナウイルスの世界的な感染蔓延によって、私たちの生活はかつて経験したことのない非常に大きな変化を余儀なくされました。

史上初の延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や、新たな生活様式によるスポーツイベントの実施と、スポーツを取り巻く環境も一変してしまいました。

こうした大きな変化に鑑み、今後、限られた資源をより有効に活用し、継続的かつ安定的にスポーツが出来る環境を市民に提供していく必要性が今まで以上に高まりました。

また、施設の整備を充実させていく一方で、施設の複合的利用や統廃合といった対応も図り、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう常に施設の点検・見直しを行っていく必要もあります。

このようなことを踏まえ、現在保有している本市のスポーツ施設を将来に渡し、より効果的・効率的に多くの市民に利用していただくことを目的に本計画を策定します。

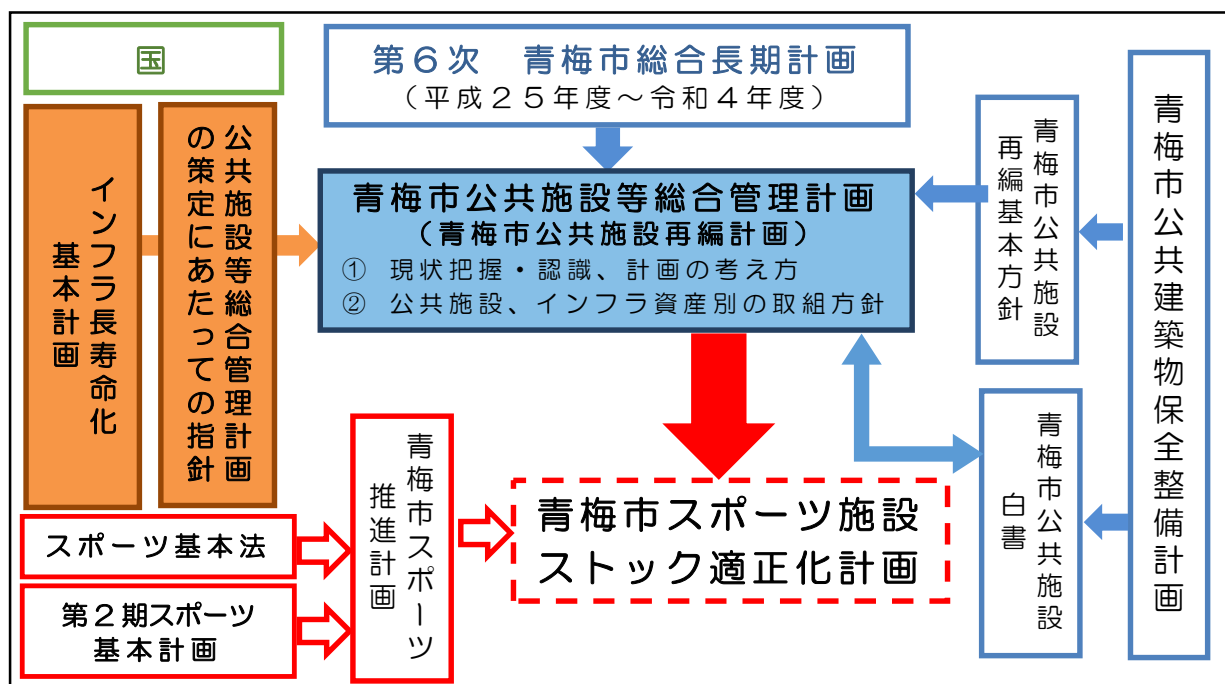
## 2 計画の位置づけ

本市では、「青梅市総合長期計画（平成25年度～令和4年度）」を上位計画とし、その他の行政計画等におけるスポーツに関連する施策を踏まえるとともに、国のスポーツ基本法およびスポーツ基本計画、東京都スポーツ推進計画などとの整合を図りながら、市のスポーツに関する施策を総合的に推進する計画として位置づけた「青梅市スポーツ推進計画」を策定しました。

その後、平成30年度の間見直しにあたり、上位計画である「青梅市総合長期計画改訂版（平成28年度～令和4年度）」およびその他の行政計画等のスポーツ関連施策の動向を踏まえ、国が策定した第2期スポーツ基本計画および東京都スポーツ推進総合計画との整合を図り改訂を行いました。

また、公共施設等の現状把握や更新費用等の見通しのほか、将来の人口動向や財政見込みなどを踏まえ、長期的な視点を持ち、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を行いながら公共施設等の最適な配置を実現するなど、その総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に、平成29（2017）年3月に「青梅市公共施設等総合管理計画（青梅市公共施設再編計画）」が策定されました。

本計画は、これらの上位計画の方針・考え方にもとづいたものであり、その関連は下図のとおりです。



### 3 対象施設

本計画の対象施設は、青梅市体育施設条例、青梅市総合体育館条例に掲げられた各体育施設および青梅市運動広場設置要綱にもとづき設置されている各運動広場とします。

なお、国の「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」では、近隣地方公共団体のスポーツ施設や民間スポーツ施設等のストックの状況についても記載することとされていますが、これらの管理運営主体は本市ではなく、今後の方針等も不明であることから、本計画では評価対象とはせず、現状の設置状況を参考として記載します。

また、市民センター体育館については、青梅市市民センター条例で規定された各市民センター附属体育館として位置づけされており、今後の各市民センターのあり方の中でもともに検討が行われています。さらに、小中学校体育施設については、「青梅市学校施設個別計画」において、別途検討が行われています。そのようなことから、これらの施設については、現状の施設規模についてのみ記載することとし、今後の方針等については対象外とします。

### 4 計画期間

本計画の期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

「青梅市スポーツ施設ストック適正化計画」

計画期間（令和3（2021）～令和12（2030）年度）

※参考

「青梅市スポーツ基本計画」

計画期間（平成26（2014）～令和5（2023）年度）

「青梅市公共施設等総合管理計画（青梅市公共施設再編計画）」

全計画期間（平成28（2016）～令和37（2055）年度）

第1期（平成28（2016）～令和17（2035）年度）

第2期（令和18（2036）～令和37（2055）年度）

## 5 各施設の基本情報および現況

### (1) 永山公園総合運動場

施設名・種別	設置年月	構造規模	使用可能種目等	面積
陸上競技場	昭和39年 11月	構造：シンダー トラック：300m 直線走路：132.8m コース幅：1.25m 夜間照明有	サッカー 1面 ソフトボール 2面	敷地面積 15,000.00㎡
野球場		構造：クレー 軟式用 1面使用可能 夜間照明有		敷地面積 10,000.00㎡
庭球場	昭和39年 3月	構造：全天候型(3面) ハード : 2面 砂入人工芝：1面 夜間照明有		敷地面積 2,160.00㎡
体育館	昭和43年 6月	鉄筋2階建 男女更衣室、 シャワー室 便所	卓球・ダンス他	敷地面積 1,383.00㎡ 床面積 522.58㎡ 柔道場 (146.25㎡) 剣道場 (243.75㎡)
弓道場	昭和48年 3月	木造平屋建 6人立		敷地面積 148.00㎡ 射場 95.00㎡ 的場 37.00㎡ 更衣室 31.60㎡

### (2) 市民球技場

施設名・種別	設置年月	構造規模	使用可能種目等	面積
野球場	昭和46年 6月	構造：クレー(2面) 軟式用	ソフトボール	敷地面積 16,584.00㎡
庭球場		構造：砂入人工芝(10面) ※H24.4改修		敷地面積 6,764.00㎡
少年野球場		構造：クレー(1面) 軟式用	ソフトボール	敷地面積 3,685.00㎡
サッカー場		構造：クレー(1面)		敷地面積 6,500.0㎡

### (3) 東原公園球技場

施設名・種別	設置年月	構造規模	使用可能種目等	面積
球技場	昭和56年 4月	夜間照明有	ソフトボール サッカー等 (軟式、硬式野球は除く)	敷地面積 9,500.00㎡

#### (4) わかぐさ公園野球場

施設名・種別	設置年月	構造規模	使用可能種目等	面積
野球場	昭和47年 10月	構造：クレ－(1面) スタンドベンチ：3基 夜間照明有	少年野球(硬式、軟式)	敷地面積 7,134.00 m <sup>2</sup>

#### (5) ちがむら球技場

施設名・種別	設置年月	構造規模	使用可能種目等	面積
野球場	昭和50年 10月	構造：クレ－(1面) ダグアウト：2箇所 夜間照明有		敷地面積 8,167.00 m <sup>2</sup>
庭球場		構造：クレ－(2面)		敷地面積 1,417.00 m <sup>2</sup>

#### (6) 友田レクリエーション広場

施設名・種別	設置年月	構造規模	使用可能種目等	面積
ソフトボール場	平成4年 8月	構造：クレ－(1面)	少年野球	敷地面積 7,697.50 m <sup>2</sup>
庭球場		構造：クレ－(3面)		敷地面積 1,924.00 m <sup>2</sup>
ゲートボール場		構造：クレ－(1面)		敷地面積 594.00 m <sup>2</sup>

#### (7) 青梅スタジアム

施設名・種別	設置年月	構造規模	使用可能種目等	面積
野球場	平成7年 10月	構造：クレ－(1面)	硬球野球 軟式野球	敷地面積 12,950.00 m <sup>2</sup>
庭球場		構造：クレ－(3面)		敷地面積 2,600.00 m <sup>2</sup>



(8) 水泳場

・東原公園水泳場

施設名・種別	設置年月	構造規模	面積
水泳場	昭和53年 7月	25mプール(PC造) 7コース:25m×15m 深さ:1.00m~1.20m 流水プール(鋼板造) 周囲:176.8m 幅:5m~7m 深さ:1.1m スライダープール(ステンレス造) 幅:11m×4m、7m×3m 幼児用プール(鋼板造) 幅:23m×17m 深さ:0.10m~0.50m	敷地面積 15,966.1 m <sup>2</sup>

・わかぐさ公園子どもプール

施設名・種別	設置年月	構造規模	面積
水泳場	平成3年 7月	流水プール(ステンレス造) 周囲:100m 幅:5m 深さ:0.6m 幼児用プール(ステンレス造) 直径:6m 深さ:0.1~0.3m	敷地面積 4,365 m <sup>2</sup>

・沢井市民センタープール

施設名・種別	設置年月	構造規模	面積
水泳場 (管理棟含む。)	平成8年 7月	鉄筋コンクリート造3階建て 2階:更衣室(男女)、トイレ(男女) 3階:25mプール(ステンレス造) 6コース:25m×11.8m 水深:0.80m~1.10m 監視室、シャワー室、倉庫	2階床面積 543.62 m <sup>2</sup> 3階床面積 66.02 m <sup>2</sup>

### (9) 総合体育館

施設名・種別	設置年月	構造規模	使用可能種目等	面積
第1スポーツホール	昭和55年 10月	鉄筋コンクリート造 1階建 (一部中2階) 延床面積 6,842.06 m <sup>2</sup> 敷地面積 12,405.56 m <sup>2</sup>	バレーボール 4面 バドミントン 12面 バスケットボール 2面 テニス 3面 ※観覧席 378席	2,160.00 m <sup>2</sup> (60m × 36m)
第2スポーツホール			柔道 196畳 空手 1面 剣道 1面 フォークダンス 1面	447.00 m <sup>2</sup> (29.8m × 15m)
第3スポーツホール			トレーニング等	227.00 m <sup>2</sup>
トレーニングルーム			ウエイトトレーニング マシン フィットネスバイク その他	268.00 m <sup>2</sup>

### (10) 市民センター付属体育館

名称	所在地	建築年度	面積(m <sup>2</sup> )	備考
青梅市民センター	天ヶ瀬町 1111-1	昭和 56 年	837.00	天ヶ瀬体育館
長淵市民センター	長淵 6-492-1	昭和 51 年	612.43	
大門市民センター	大門 2-288	昭和 46 年	627.57	
梅郷市民センター	梅郷 3-749-1	昭和 48 年	618.57	
沢井市民センター	沢井 2-682	昭和 48 年	822.31	
小曾木市民センター	小曾木 3-165-1	昭和 54 年	695.76	
成木市民センター	成木 4-644	昭和 54 年	697.37	
東青梅市民センター	師岡町 3-9-6	昭和 52 年	868.61	
新町市民センター	新町 4-17-1	昭和 59 年	842.75	
河辺市民センター	河辺町 6-18-1	昭和 59 年	950.01	
今井市民センター	今井 2-908-1	平成 10 年	898.30	
合 計	11 か所		8,470.68	

### (11)運動広場

青梅市運動広場設置要綱にもとづき、令和4年1月1日現在、市内に設置されている運動広場は、次の表のとおりです。

地区名	名称	所在地	面積(㎡)	備考	照明
青梅 (1支会)	勝沼1丁目中	勝沼 1-45-1	233.55	市有地	
	勝沼2丁目	勝沼 2-160-1	1,517.59	市有地	○
	西分1丁目	西分町 1-111-1	190.54	市有地	
	住江町	住江町 42-2	837.64	市有地	
	裏宿	裏宿町 893	584.22	市有地	
	天ヶ瀬	天ヶ瀬町 1111-1	6,097.78	市有地	○
	<b>小 計</b>	<b>6 か所</b>	<b>9,461.32</b>		
長 淵 (2支会)	友田町中央	友田町 2-176-2	6,627.97	民地	
	友田自治会館	友田町 4-106	500.00	市有地	○
	長淵2丁目	長淵 2-519	1,081.31	民地	
	長淵3丁目	長淵 3-285-3	1,960.00	市有地	
	長淵8丁目	長淵 8-127-1	1,792.00	民地	
	上長淵小山	長淵 8-158-1	790.00	民地	
	大荷田	長淵 9-1018-1	7,563.48	民地	
	駒木町1丁目	駒木町 1-9-1	1,821.00	民地	
	千ヶ瀬町2丁目	千ヶ瀬町 2-122-15	388.91	市有地	
	千ヶ瀬町3丁目	千ヶ瀬町 3-551-1	1,189.92	市有地	
	千ヶ瀬町4丁目	千ヶ瀬町 4-375-1	1,559.94	民地	
	<b>小 計</b>	<b>11 か所</b>	<b>25,274.53</b>		
大 門 (3支会)	塩船	塩船 210	1,200.00	民地	
	吹上天平	吹上 44-1	1,856.00	民地	
	吹上	吹上 214-3	3,841.00	市有地	○
	谷野	木野下 2-235-1	766.90	民地	
	木野下1丁目	木野下 1-11	1,476.00	民地	
	大門第1	塩船 1	2,337.00	市有地	
	大門第2	大門 1-367-1	2,091.55	民地	
	大門3丁目	大門 3-14-2	4,226.14	民地	

地区名	名称	所在地	面積 (㎡)	備考	照明
大 門 (3支会)	大門 中原	大門 3-21-2	1,254.00	民地	
	野上町 1丁目	野上町 1-35-3	4,991.00	民地	
	野上町 2丁目	野上町 2-222	6,539.27	市有地	
	今寺 1丁目	今寺 1-542-5	2,012.00	民地	
	今寺 4丁目	今寺 4-10	8,754.03	民地	
	小 計	13 箇所	41,344.89		
梅 郷 (4支会)	畑中 総合	畑中 2-252-1	1,658.00	民地	○
	和田町	和田町 2-422-1	1,693.71	市有地・民地	○
	梅郷 1・2 丁目	梅郷 1-203-3	1,701.56	市有地	
	梅郷 5丁目	梅郷 5-1081-1	926.10	民地	
	梅郷 6丁目	梅郷 6-1248-1	1,441.00	民地	
	柚木町 1丁目	柚木町 1-240-12	661.00	民地	
	柚木町	柚木町 2-313-3	1,655.72	市有地・民地	○
	柚木町 3丁目	柚木町 3-521-4	1,115.00	市有地・民地	
	小 計	8 箇所	10,852.09		
沢 井 (5支会)	二俣尾 2丁目	二俣尾 2-387-1 他	1,036.00	民地	
	二俣尾 5丁目南	二俣尾 5-1262-1	1,070.00	市有地・民地	
	二俣尾 5丁目第2	二俣尾 5-164	1,345.87	市有地	
	沢井 市民センター	沢井 2-727-1	4,987.00	市有地	○
	御岳	御岳 1-115	7,337.17	市有地	○
	御岳 2丁目	御岳 2-295-イ	571.00	民地	
	御岳 本町	御岳 本町 224-3	2,491.64	民地	
	小 計	7 箇所	19,108.68		
小 曾 木 (6支会)	富岡 3丁目	富岡 3-1168	1,862.49	市有地・都有地	
	小曾木 2丁目	小曾木 2-633	4,297.33	市有地・民地	
	小曾木 市民センター	小曾木 3-1656-1	4,023.17	市有地	○
	小曾木 5丁目	小曾木 5-2977	2,496.67	民地	○
	黒沢 1丁目	黒沢 1-17-1	1,812.00	民地	
	黒沢 1丁目第2	黒沢 1-483-1	1,385.52	民地	
	黒沢 中央	黒沢 2-991-1	1,260.00	市有地	

地区名	名称	所在地	面積 (㎡)	備考	照明
小曾木 (6支会)	黒沢3丁目第2	黒沢3-1820-1	1,808.00	市有地・民地	
	小計	8か所	18,945.18		
成木 (7支会)	成木2丁目	成木2-161	4,846.94	民地	○
	成木6丁目	成木6-287	1,088.97	民地	
	成木7丁目	成木7-828-6	1,810.40	市有地	○
	成木8丁目	成木8-422-2	594.00	市有地	
	小計	4か所	8,340.31		
東青梅 (8支会)	早道	東青梅5-17-5	3,260.25	市有地	○
	城前	東青梅6-11-5	3,042.00	市有地	○
	根ヶ布1丁目	根ヶ布1-401	879.82	民地	
	分教場跡	師岡町1-1301-1	1,139.69	市有地	
	小計	4か所	8,321.76		
新町 (9支会)	新町第1	新町1-32-17	3,046.07	市有地・民地	
	新町第5	新町5-17-6	1,600.50	民地	
	小計	2か所	4,646.57		
河辺 (10支会)	河辺6丁目	河辺町6-17-12	1,018.00	市有地	
	小計	1か所	1,018.00		
今井 (11支会)	藤橋2丁目	藤橋2-562-2	6,243.20	市有地	
	今井柳田	今井1-628-1	1,330.34	民地	
	今井2丁目	今井2-784-1	1,675.00	市有地	○
	今井七日市場	今井2-1093-1	960.09	民地	
	今井総合	今井2-1083-1	3,084.99	市有地	○
	今井3丁目	今井3-9-10	1,547.66	市有地	
	小計	6か所	14,841.28		
総合計		(70か所)	162,154.61		

## (12-1)小・中学校体育館

名称	所在地	構造区分	階数	面積(m <sup>2</sup> )	建設年度	耐震補強
第一小	本町 223	鉄筋造	4階	1,202	昭和45年	実施済み
第二小	長淵 4-437	R C造	5階	1,826	平成13年	不要
第三小	大門 2-317	R C造	2階	991	昭和46年	実施済み
第四小	東青梅 6-1-1	鉄筋造	1階	952	平成27年	不要
第五小	梅郷 3-765-1	鉄筋造	2階	930	平成3年	不要
第六小	二俣尾 3-903-1	鉄筋造	2階	1,022	平成5年	不要
第七小	小曾木 3-1880-1	鉄筋造	2階	1,135	平成4年	不要
成木小	成木 3-423-1	鉄筋造	2階	1,085	平成13年	不要
河辺小	河辺町 5-24	鉄筋造	2階	748	昭和46年	実施済み
新町小	新町 5-21-1	鉄筋造	2階	725	昭和48年	実施済み
霞台小	新町 1-35-1	鉄筋造	2階	721	昭和50年	実施済み
友田小	友田町 5-332	鉄筋造	2階	849	昭和52年	実施済み
今井小	今井 2-947-1	鉄筋造	2階	996	昭和53年	実施済み
若草小	新町 1-15-1	鉄筋造	2階	1,034	昭和53年	実施済み
藤橋小	藤橋 3-13-1	鉄筋造	2階	936	昭和58年	不要
吹上小	吹上 176-1	鉄筋造	2階	1,051	昭和59年	不要
小学校合計(16校)				16,203		
第一中	裏宿町 615 (格技棟)	鉄筋造	2階	1,166	昭和42年	実施済み
		R C造	3階	1,144	平成5年	不要
第二中	千ヶ瀬町 2-155	R C造	3階	1,363	昭和59年	不要
第三中	大門 2-301	鉄筋造	1階	1,142	平成27年	不要
西中	梅郷 6-1460-1	鉄筋造	2階	1,027	昭和47年	実施済み
第六中	小曾木 4-2040	鉄筋造	2階	900	昭和52年	実施済み
第七中	成木 4-544-2	鉄筋造	2階	812	昭和51年	実施済み
霞台中	師岡町 4-6-1	鉄筋造	2階	1,035	昭和49年	実施済み
吹上中	吹上 1	鉄筋造	2階	996	昭和55年	実施済み
新町中	新町 5-20-1	鉄筋造	2階	1,120	昭和56年	実施済み
泉中	新町 1-37	鉄筋造	2階	1,055	昭和58年	不要
中学校合計(11校)				11,760		

## (12-2) 小・中学校屋外体育施設（校庭）

名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	備考
第一小	本町 223	6,304	天然芝
第二小	長淵 4-437	6,450	
第三小	大門 2-317	8,722	
第四小	東青梅 6-1-1	10,301	
第五小	梅郷 3-765-1	10,075	
第六小	二俣尾 3-903-1	7,613	
第七小	小曾木 3-1880-1	4,449	
成木小	成木 3-423-1	6,478	
河辺小	河辺町 5-24	7,030	
新町小	新町 5-21-1	9,587	
霞台小	新町 1-35-1	8,443	
友田小	友田町 5-332	6,361	
今井小	今井 2-947-1	9,109	
若草小	新町 1-15-1	7,359	
藤橋小	藤橋 3-13-1	7,446	
吹上小	吹上 176-1	11,469	
<b>小学校合計（16校）</b>		<b>127,196</b>	
第一中	裏宿町 615	5,822	
第二中	千ヶ瀬町 2-155	8,289	
第三中	大門 2-301	11,621	
西 中	梅郷 6-1460-1	11,011	
第六中	小曾木 4-2040	8,184	
第七中	成木 4-544-2	7,791	
霞台中	師岡町 4-6-1	10,822	
吹上中	吹上 1	10,206	
新町中	新町 5-20-1	8,173	
泉 中	新町 1-37	9,162	
<b>中学校合計（11校）</b>		<b>91,081</b>	

【参考（市内民間スポーツ施設）】

屋内温水プール開放事業として、セントラルフィットネスクラブ西東京（新町 9-1-1）の施設利用をしています。

6 施設の現状情報に基づく個別施設の方向性等【1次評価】

(1) スポーツ施設における基本的な方針

管理方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の施設について、保全を図りつつ、維持していきます。</li> <li>・市外からの施設活用を推進します。</li> </ul>
再編方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合体育館、わかぐさ公園こどもプール、東原公園水泳場、市民球技場、永山公園総合運動場、永山弓道場は、保全を図りつつ、維持し将来的な更新についても検討していきます。</li> <li>・友田レクリエーション広場、ちがむら球技場、沢井市民センタープールは、施設の利用状況等を勘案し廃止について検討していきます。</li> <li>・青梅スタジアムは、将来的な青梅スタジアムのあり方を検討する中で廃止を含め検討します。</li> <li>・永山体育館は、代替施設の確保および廃止後の方針を定め、廃止時期を検討していきます。</li> </ul> <p>・運動広場は、利用状況の低いものや近隣に体育施設が設置されているものは、自治会や利用団体との調整を十分行ったうえで、整理していきます。なお、新たに設置する場合は、当該地から500メートル以内に市の学校施設を除く運動施設が設置されていないこととします。</p>



スポーツ庁による「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を参考に、各施設の現状により1次評価を行います。

1次評価は、既存のスポーツ施設の性能を個別に把握し評価を行い、それぞれの施設に対し、「維持」「改善」「改廃」の方向性を検討します。

まず、施設ごとに安全性・機能性評価を行います。

項目		細目（例）
安全性	経過年数	竣工年からの経過年数
	躯体の安全性	躯体の劣化状況（剥離、ひび割れ等の損傷）
	外被性能	屋根、外壁の劣化状況（漏水、剥離、落下等）
	安全対策	施設全体の安全対策、用具器具の安全対策等
	法令適合	建築基準法、消防法、電気事業法等
機能性	空間性能	空間問題（広さ、高さ等）、内装の劣化状況
	室内環境性能	室内環境（空調・衛星など）、附帯設備（トイレ・更衣室など）、設備機器等の状況
	屋外環境状況	舗装（クレー・人工芝など）、附帯設備（照明・排水など）、附帯施設（フェンス・ベンチなど）等の健全度
	その他	バリアフリー、省エネ、災害対策等の状況

指標	安全性・機能性評価基準
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全体的に健全である。</li> <li>• 緊急の修繕の必要がなく、日常の維持保全で管理するもの。</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全体的に健全であるが、部分的な劣化が進行している。</li> <li>• 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要である。</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全体的に劣化が進行している。</li> <li>• 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全体的に顕著な劣化がある。</li> <li>• 重大な事故につながる恐れがあり、施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされる。</li> </ul>

**安全性・機能性評価（安全性、機能性ともに B 以上で良）**

施設	安全性	機能性		評価・方向性
永山公園総合運動場	B	B	⇒	良（維持）
永山公園総合運動場（体育館）	D	D	⇒	劣
永山公園総合運動場（弓道場）	C	C	⇒	劣
市民球技場	B	B	⇒	良（維持）
東原公園球技場	B	B	⇒	良（維持）
わかぐさ公園野球場	B	B	⇒	良（維持）
ちがむら球技場	B	C	⇒	劣
友田レクリエーション広場	D	D	⇒	劣
青梅スタジアム	B	B	⇒	良（維持）
東原公園水泳場	C	C	⇒	劣
わかぐさ公園こどもプール	B	B	⇒	良（維持）
沢井市民センタープール	C	C	⇒	劣
総合体育館	B	B	⇒	良（維持）

永山公園総合運動場体育館については、耐震性に問題がありますが、その他の施設は、一部の耐震診断が未実施の管理棟を除き、耐震性に問題はありません。

次に、安全性・機能性の評価において「劣」となった施設について経済性評価を行います。

経済性評価基準	評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>改善コスト、維持管理コストの発生が標準よりも少ない。</li> <li>収入が多く、今後も施設利用が見込める。</li> <li>維持管理コストが多く、収入も少ない施設であるが、維持管理・収入の運用面での見直しの可能性がある。</li> </ul>	良
<ul style="list-style-type: none"> <li>改善コスト及び維持管理コストが多く、収入も標準よりも少ない施設で、維持管理・収入の運用面での見直しの可能性がない。</li> <li>相対的、もしくは目標値に対して、著しく状況が悪い。</li> </ul>	劣

改善コスト、維持管理コスト、利用料金収入等を総合的に評価し、施設の方向性について「改善」または「改廃」を検討します。

**経済性評価（評価「良」は「改善」、評価「劣」は「改廃」）**

施設	評価		方向性	備考
永山公園総合運動場（体育館）	劣	⇒	改廃	
永山公園総合運動場（弓道場）	良	⇒	改善	
ちがむら球技場	劣	⇒	改廃	
友田レクリエーション広場	劣	⇒	改廃	
東原公園水泳場	良	⇒	改善	
沢井市民センタープール	劣	⇒	改廃	

(2) 施設の整備手法

安全性・機能性評価において「良」となった施設については、「長寿命化」を図り、計画的に改修等の保全を実施し、適切に維持していきます。

経済性評価において「改善」となった施設については、「機能改修」を実施します。

経済性評価において「改廃」となった施設については、「再整備」または「廃止」とします。

方向性	整備手法	内容
維持	長寿命化	計画的に改修等の保全を行い、現在の施設をより長く使用する。
改善	機能改修	経年劣化への対応を目的に改修する。
改廃	再整備	現在の施設を解体し、現地もしくは別の敷地に新たに施設を整備する。
	廃止	施設を解体・撤去する。

## 7 施設の環境評価

### (1) 施設の環境に関する情報の整理

項目	細目	活用先
利用状況	利用人数、稼働率	政策優先度の検討
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ環境に対する利用者等のニーズ、満足度</li> <li>利用の特性に配慮したニーズや利用していない住民等のニーズ</li> </ul>	
競技種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における実施状況</li> <li>施設の特殊性や希少性</li> </ul>	
整備目的 基準適合	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の整備目的</li> <li>開催可能な大会基準等</li> </ul>	
防災	地域防災計画上の位置づけ	
利用圏域	スポーツ施設の誘致圏の状況	政策優先度の検討
施設分布	競技種別の地域別分布	個別施設計画の検討

【利用人数：人（平成30年度）】

施設	利用人数	特徴・特殊性
永山公園総合運動場	52,074	300mトラック、道場、弓道場 スポーツ以外にも多目的な活用
市民球技場	57,577	主要なスポーツ施設で大会利用が多い。 河川敷のため川の増水被害を受けやすい。
東原公園球技場	22,541	サッカーのニーズが高く夜間利用が多い。 夏季はプール利用者の駐車場となる。
わかぐさ公園野球場	6,852	唯一の硬式少年野球場
ちがむら球技場	5,005	唯一の北部地域の施設 交通の便が悪く、平日の利用は少ない。
友田レクリエーション 広場	4,329	小規模な施設で、平日の利用が少ない。 地元向け施設で、総合的にニーズが低い。
青梅スタジアム	10,642	唯一の硬式野球場でニーズが高い。 野球場は市外利用団体も多い。

施 設	利用人数	特徴・特殊性
東原公園水泳場	49,128	レジャープールでニーズが高い。 市外利用者が多い。
わかぐさ公園 こどもプール	5,237	子ども専用プール 子育て世代向けで、親子での利用が多い。
沢井市民センタープール	2,451	25mプールのみ。無料施設 唯一の西部地域の施設 利用者が少ない。
総合体育館	180,466	メインのスポーツ施設でニーズが高い。 アリーナ、トレーニングルーム、会議室 スポーツ以外のイベント・式典会場

## (2) 施設の基本方針に関する検討【2次評価】

2次評価においては、施設の運用面を勘案し、それぞれの施設の基本方針を検討します。具体的には、施設の方向（1次評価結果）に政策優先度を加味して、総合的な観点から施設の基本方針を検討します。

基本方針	内容
機能保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の施設の機能を保持する。</li> <li>老朽化やそれに伴う維持管理費の増加に対応できるよう、計画的な対応方針を施設ごとに検討する。</li> <li>老朽化が激しいものについては建替再整備の時期、方法について検討する。</li> </ul>
総量コントロール	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来的に維持管理し続けることができない施設について、廃止や転用の時期、方法について検討する。</li> </ul>
施設不足の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ施設が不足している状態である場合、利用可能なスポーツ施設を増やすことを目指す。</li> </ul>

基本方針の検討に当たって政策優先度を評価する。

政策優先度については、利用状況やニーズとともにスポーツ環境等を総合的に検討します。

政策優先度評価基準（例）	評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設利用が多い。</li> <li>• 現在の施設利用者の満足度が高い。</li> <li>• 運営や施設機能の向上により、大幅に利用状況が改善される見込みがある。</li> <li>• 障害者スポーツが盛んに行われている。</li> <li>• 周辺にそのスポーツの実施場所がなく、希少性が高い。</li> <li>• 整備目的が明確で、目的に合致した利用が継続的に行われている。</li> <li>• 地域防災計画において、災害拠点や避難施設として指定されており、代替できる施設がない。</li> </ul>	高
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設利用が少ない。</li> <li>• 現在の施設利用者の満足度が低い。</li> <li>• 特定の団体が利用し、実利用者が少ない。</li> <li>• 周辺の人口動態等を踏まえると、運営や施設機能の向上を図っても利用状況の改善の見込みがない。</li> <li>• 整備目的や施設内容と利用実態が整合していない。</li> <li>• 学校開放等の既存施設の活用により、現在の利用を代替できる。</li> <li>• 地域防災計画において、災害拠点や避難施設として指定されていない。もしくは指定されているが、近隣に代替できる施設がある。</li> </ul>	低

1次評価が「維持」となった施設は、基本方針を「機能保持」とし、1次評価が「改善」もしくは「改廃」となった施設は政策優先度の評価を行います。

1次評価が「改善」で政策優先度が「高」の施設は基本方針を「機能保持」とし、引き続きスポーツ施設として使用していく施設とします。政策優先度が「低」の施設は、基本方針を「総量コントロール」とし、施設の削減、転用等の検討を行う施設とします。

1次評価が「改廃」で、政策優先度が「高」の施設については、施設の状態が悪く、改善には相当の費用がかかる可能性があるため、基本方針を「機能保持（建替再整備）」とします。

政策優先度が「低」の施設については、基本方針を「総量コントロール」とし、施設の削減、転用等の検討を行う施設とします。

なお、基本方針を「機能保持」とした施設であっても、財政状況により維持可能な財源確保が困難と判断された場合は、「経済性」の低い施設を優先に「総量コントロール」へ移行することとします。

## 2次評価

施設	1次評価	政策優先度		2次評価
永山公園総合運動場	維持	—	⇒	機能保持
永山公園総合運動場（体育館）	改廃	低	⇒	総量 コントロール
永山公園総合運動場（弓道場）	改善	高	⇒	機能保持
市民球技場	維持	—	⇒	機能保持
東原公園球技場	維持	—	⇒	機能保持
わかぐさ公園野球場	維持	—	⇒	機能保持
ちがむら球技場	改廃	低	⇒	総量 コントロール
友田レクリエーション広場	改廃	低	⇒	総量 コントロール
青梅スタジアム	維持	—	⇒	機能保持
東原公園水泳場	改善	高	⇒	機能保持
わかぐさ公園こどもプール	維持	—	⇒	機能保持
沢井市民センタープール	改廃	低	⇒	総量 コントロール
総合体育館	維持	—	⇒	機能保持

## 8 個別施設計画の検討

### (1) スポーツ施設としての機能保持

「機能保持」における適用手法を1次評価、2次評価を踏まえ検討します。

手 法	内 容
財源の確保	<p>[市の財源以外での財源を確保する]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者制度等による施設の収益性を高め、その収益を投資して施設の維持管理や機能更新を図る。</li> <li>・ 施設の利用料金の見直しを図る。</li> </ul>
維持管理の効率化	<p>[効率的な運営方法や管理方法を取り入れる]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間ノウハウによる効率的な管理運営を図る。</li> <li>・ 窓口業務や施設管理のIT化等により経費の削減を図る。</li> </ul>
長寿命化	<p>[建物の耐用年数を定め、施設の保全を計画的に行う]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全コストの平準化により、計画的・効率的な保全を実現し、ライフサイクルコストの削減を図る。</li> <li>・ 事故等の施設に起因するリスクを回避する（予防保全）。</li> </ul>
機能改修	<p>[経年劣化や社会的劣化に対応した改修を行う]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の構造体、仕上げ、設備等の経年劣化に対応した改修を行う。</li> <li>・ 設備システムや付帯設備（トイレ、更衣室など）等の陳腐化、利用者ニーズの変化、社会的劣化へ対応するための改修を行う。</li> <li>・ 改修にあたっては、施設運営者のニーズを十分に把握し、利用者数や利用料金等による収入の増加を想定した適切な投資を行う。</li> </ul>
耐震改修	<p>[建物の耐震性を確保するために改修を行う]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の耐震基準に対する耐震性能を満たしていない施設について耐震改修を行う。</li> </ul>
建替再整備	<p>[同等の機能を有する施設を整備する]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老朽化が進んでいるが政策優先度の高い施設については、建替再整備を行う。</li> <li>・ この際、PPP/PFIなどの民間資金を活用した事業スキームの検討、将来の人口や財政見通しを踏まえランニングコストを想定した持続的な施設設計、運営者の収益性の確保が期待できる使いやすい施設内容の検討等を通じ、将来にわたって適切なストックとなるよう十分に検討を行う。</li> </ul>



## (2) 総量コントロール

「総量コントロール」における適用手法については、個別施設の方向性が「改善」となった施設について「利用圏域」「施設分布」等を含めた「地域性」（必要性やニーズ等）を勘案し、集約化・複合化・用途転用の可能性がない場合は、改修費をかけずに「廃止」とします。

手 法	内 容
集約化	<p>[既存の同種の施設を統合する]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>同種の施設があり、利用状況や立地を踏まえて、一つに集約した場合でも、利用者ニーズを満たすことができる等、集約化の可能性がある場合には積極的に集約化を図る。</li><li>将来の維持管理の財源確保が難しい場合には、同種の施設の集約化を図りつつ、集約化した施設の運営改善や機能更新により、スポーツ環境の質の低下を最小限にするよう配慮する。</li></ul>
複合化	<p>[スポーツ以外の機能を有した施設と複合化する]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>文教施設等、周辺の公共施設の改築などと合わせて、複合化を図る。</li><li>複合化に際し、集約化や建替再整備と同様に、スポーツ環境の質の確保や将来にわたって適切なストックとなるよう計画する視点が重要である。</li></ul>
用途転用	<p>[施設を改修し、他の施設として利用する]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>スポーツ施設として維持していく優先度が著しく低く、改修しても利用の見込みが低い場合等で、周辺でスポーツ以外の機能が強く要請されている場合には、用途転用を検討する。</li></ul>
廃止	<p>[施設を解体・撤去する]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>スポーツ施設として維持していく優先度が著しく低く、改修しても利用の見込みが低い場合等で、用途転用の必要性もない場合には、廃止を検討する。</li></ul>

### (3) 施設不足の解消

「施設不足の解消」における適用手法については、「利用圏域」「施設分布」を踏まえた「地域性」を勘案し、代替施設となり得る施設が周辺に存在しない場合や代替施設を活用しても不足する場合は「新規整備」を検討します。

手 法	内 容
市内の代替施設の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内の学校体育施設や公共施設等でスポーツに活用できる施設、高校・大学や民間のスポーツ施設等を活用する。</li></ul>
市外の代替施設の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・近隣の市町村の施設や民間施設を、広域的な連携のもと市民のスポーツ施設の環境として調整・活用する。</li></ul>
新規整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・不足しているスポーツ施設の種類、規模等を踏まえ、既存施設や代替施設の活用を図っても適切なスポーツ環境を提供できないことが明らかである場合には、新規整備を検討する。</li><li>・PPP/PFIなどの民間資金を活用した事業スキームの検討、ランニングコストを想定し将来の人口や財政見通しを踏まえた持続的な施設設計、運営者の収益性の確保が期待できる使いやすい施設内容の検討を通じ、将来にわたって適切なストックとなるよう十分に検討を行う。</li></ul>

(4) 個別施設計画の取りまとめ

施設	基本方針	適用手法	実施内容
永山公園総合運動場	機能保持	機能改修	保全を図りつつ、維持し将来的な更新について検討する。
永山公園総合運動場（体育館）	総量 コントロール	廃止	廃止する。
永山公園総合運動場（弓道場）	機能保持	機能改修	保全を図りつつ、維持し将来的な更新について検討する。
市民球技場	機能保持	機能改修	保全を図りつつ、維持し将来的な更新について検討する。
東原公園球技場	機能保持	機能改修	保全を図りつつ、維持し将来的な更新について検討する。
わかぐさ公園 野球場	機能保持	機能改修	保全を図りつつ、維持し将来的な更新について検討する。
ちがむら球技場	総量 コントロール	集約化	施設の利用状況等を勘案し、廃止を検討する。
友田レクリエーション広場	総量 コントロール	集約化	施設の利用状況等を勘案し、廃止を検討する。
青梅スタジアム	機能保持	機能改修	将来的な青梅スタジアムのあり方を検討する中で、廃止を含め検討する。
東原公園水泳場	機能保持	機能改修	保全を図りつつ、維持し将来的な更新について検討する。
わかぐさ公園 こどもプール	機能保持	機能改修	保全を図りつつ、維持し将来的な更新について検討する。
沢井市民センター プール	総量 コントロール	集約化	施設の利用状況等を勘案し、廃止を検討する。
総合体育館	機能保持	財源の確保 長寿命化 機能改修	保全を図りつつ、維持し将来的な更新について検討する。

運動広場については、有料施設であり事前予約のもと利用する一般体育施設および総合体育館とは性質が異なり、各地域におけるスポーツ・レクリエーションの振興や健康増進に寄与することはもとより、地域の憩いの場やコミュニティーの場としても活用されており、地域住民にとっていつでも誰でも気軽に利用できる貴重で身近な施設です。

より地域に密接した運動広場については、これまで述べてきたような1次評価や2次評価で方針を定めることが適さない側面があり、地域において運動広場が持つ意味は多様であり、重要な施設となっています。

しかし、設置後、年数が経過し、老朽化しているものも少なくない状況であり、今後、これらを改修しながら継続して維持していくことは本市にとって大きな負担となります。

また、運動広場の日常的な管理は地元の自治会に委託しており、自治会の中には、日常の管理が負担となりつつあるところも見受けられる状況であります。

今後は、適切な設置を維持していくために、利用状況が低いもの、また、地元自治会が管理できないものなどについては、廃止を含めた検討を進める必要がありますが、地域に多大な影響が及ぶことから、地元自治会や利用団体等と十分調整を図り対応していくこととします。

【評価結果の取りまとめ】

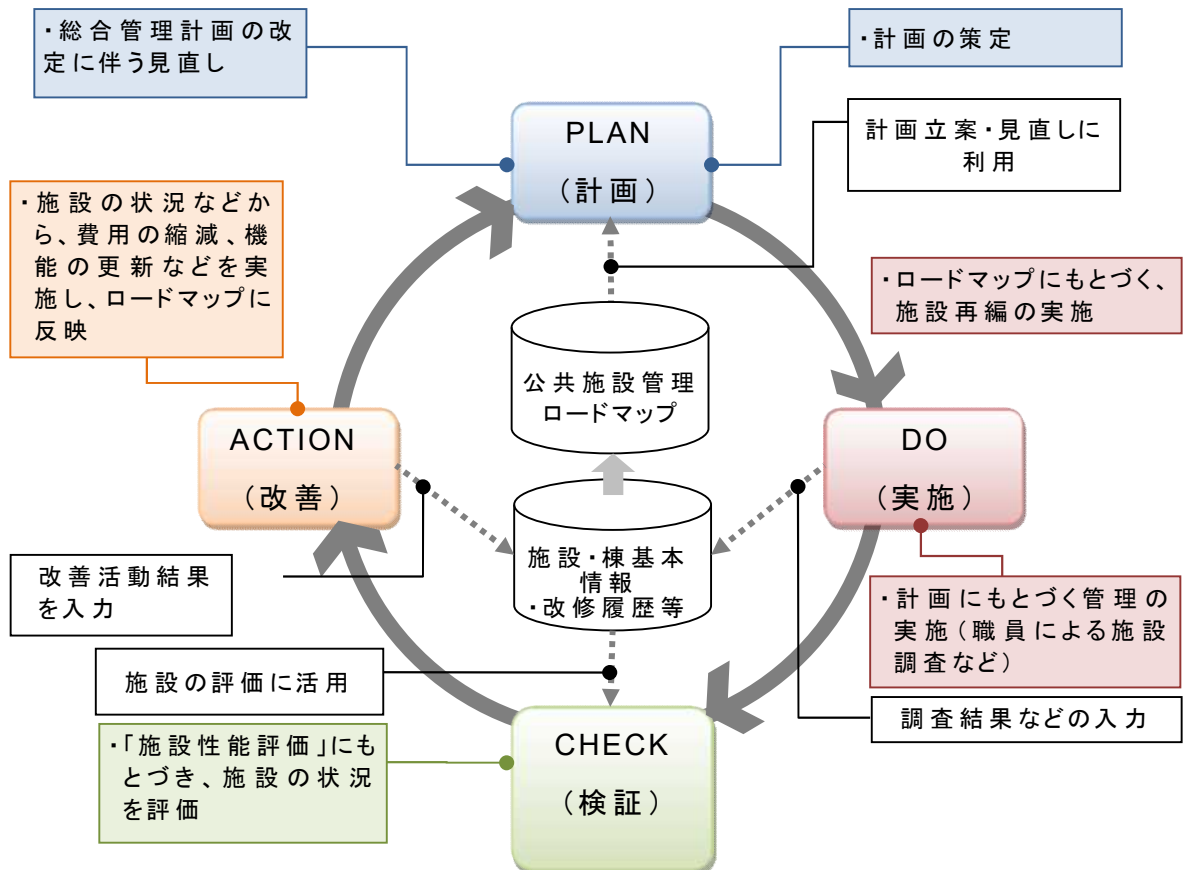
※「運用手法」「実施内容」により施設をまとめている

施設	1次評価					2次評価			個別施設計画の検討		
	安全性・機能性評価			経済性 評価	結果 (方向性)	政策 優先度	結果 (基本方針)	運用手法	実施内容		
	安全性	機能性	評価・ 方向性								
永山公園総合運動場	B	B	⇒	良 (維持)	⇒	維持	⇒	機能保持	機能改修  保全を図りつつ、維持し将来的な更新について検討する。		
永山公園総合運動場 (弓道場)	C	C	⇒	劣	良	⇒	改善	高		⇒	機能保持
市民球技場	B	B	⇒	良 (維持)	⇒	維持	⇒	機能保持			
東原公園水泳場	C	C	⇒	劣	良	⇒	改善	高		⇒	機能保持
わかぐさ公園こどもプール	B	B	⇒	良 (維持)	⇒	維持	⇒	機能保持			
総合体育館	B	B	⇒	良 (維持)	⇒	維持	⇒	機能保持	財源の確保 長寿命化 機能改修		
東原公園球技場	B	B	⇒	良 (維持)	⇒	維持	⇒	機能保持	機能改修  保全を図りつつ、維持する。		
わかぐさ公園野球場	B	B	⇒	良 (維持)	⇒	維持	⇒	機能保持			
ちがむら球技場	B	C	⇒	劣	劣	⇒	改廃	低	⇒	総量 コントロール	集約化  施設の利用状況を勘案し、廃止を検討する。
友田レクリエーション広場	D	D	⇒	劣	劣	⇒	改廃	低	⇒	総量 コントロール	
沢井市民センタープール	C	C	⇒	劣	劣	⇒	改廃	低	⇒	総量 コントロール	
青梅スタジアム	B	B	⇒	良 (維持)	⇒	維持	⇒	機能保持	機能改修	将来的な青梅スタジアムのあり方を検討する中で、廃止を含め検討する。	
永山公園総合運動場 (体育館)	D	D	⇒	劣	劣	⇒	改廃	低	⇒	総量 コントロール	廃止  廃止する。

## 9 計画の実施方法

### (1) フォローアップの実施方針

「青梅市公共施設等総合管理計画」におけるフォローアップの考え方にもとづき、原則として、下図に示す手順で行うこととします。



※この計画については状況を踏まえ、適時見直しを行うものとしてます。

### (2) 推進・取組体制

スポーツ推進課を中心に庁内関連部署と連携しながら、取り組みを進めていきます。

### (3) 施設利用者や住民との情報共有

本計画および本計画のスポーツ振興審議会における審議内容について、ホームページにて周知を図っていきます。

## 参 考 資 料

- 青梅市公共施設等総合管理計画推進本部設置要綱
  
- 青梅市スポーツ振興審議会条例
  
- 青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則
  
- 青梅市運動広場設置要綱
  
- 青梅市屋内温水プール開放事業実施要綱

## 青梅市公共施設等総合管理計画推進本部設置要綱

### 1 設置

青梅市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の推進を図るため、青梅市公共施設等総合管理計画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合管理計画の推進に関すること。
- (2) その他総合管理計画に関すること。

### 3 組織

- (1) 推進本部は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

ア 本部長 市長

イ 副本部長 副市長および教育長

ウ 本部員 青梅市経営会議規則（昭和44年規則第27号）第2条第1号に規定する部長および議会事務局長

- (2) 前号の規定にかかわらず、本部長は、本部員以外の者を構成員とすることができる。

### 4 本部長および副本部長

- (1) 本部長は、本部を統括する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の定める順位によりその職務を代理する。

### 5 会議

本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

### 6 関係職員の出席

本部は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員に対し、会議への出席または資料の提出を求めることができる。

### 7 部会

本部長が指示した個別事項を検討するため、本部に部会を置くことができる。

### 8 庶務

本部の庶務は、総合管理計画担当課において処理する。

### 9 その他



この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

10 実施期日

この要綱は、平成29年9月1日から実施する。

## 青梅市スポーツ振興審議会条例

### (設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定にもとづき、青梅市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 審議会は、青梅市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、次の事項を審議して答申する。

- (1) 法第10条第1項の規定による青梅市スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 総合体育館、体育施設等の運営の基本的事項に関すること。
- (3) 市民スポーツの育成、指導の基本的事項に関すること。
- (4) 青梅市スポーツ振興基金による援助等に関すること。
- (5) その他スポーツ振興についての重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員9人をもって組織する。

- (1) 社会体育の関係者 4人
- (2) 学校体育の関係者 1人
- (3) 知識経験者 4人

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

### (会長、副会長の設置および権限)

第5条 審議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議は、市長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、社会体育担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(青梅市総合体育館条例の一部改正)

2 青梅市総合体育館条例(昭和55年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第19条および第20条を削り、第21条を第19条とする。

付 則(平成9年3月15日条例第1号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成21年10月6日条例第30号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(青梅市スポーツ振興審議会条例等の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際、付則第2項から前項までの規定による改正前の青梅市スポーツ振興審議会条例(中略)(以下「改正前の条例」という。)の規定により、青梅市教育委員会が行った処分その他の行為で、現に効力を有するものならびに改正前の条例の規定により青梅市教育委員会に対して行われた申請その他の行為でこの条例の施行の日以後に処理されることとなるものは、それぞれ付則第2項から前項までの規定による改正後の青梅市スポーツ振興審議会条例(中略)

(以下「改正後の条例」という。)の相当規定により青梅市長が行った処分その他の行為ならびに改正後の条例の相当規定により青梅市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

付 則(平成23年9月14日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則

### (目的)

第1条 この規則は、青梅市立学校の開放に関する条例（平成21年条例第9号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (管理)

第2条 青梅市立学校の施設（以下「学校施設」という。）を学校教育に支障のない範囲で市民の利用に供すること（以下「学校開放」という。）に関しては、青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

2 学校開放により施設を使用させる学校の校長は、学校開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。

### (対象施設)

第3条 条例第2条に規定する開放を行う青梅市立学校は、別表第1のとおりとする。

### (開放の日時)

第4条 条例第2条に規定する開放の日時は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、委員会は、開放の日時を別に定めることができる。

### (使用できる者の範囲)

第5条 条例第3条に規定する開放施設を使用できる者は、次の各号に掲げる条件を備えた団体でなければならない。

(1) 青梅市の区域内（以下「市内」という。）に在住、在勤または在学する者が過半数以上で原則として10人以上の構成員であるもの

(2) 使用責任者として成年者が含まれているもの

### (登録)

第6条 学校施設を使用しようとする団体は、青梅市立学校施設使用団体登録申請書（様式第1号）を提出し、毎年委員会が定める期日までに登録をしなければならない。

2 条例第4条ただし書の規定により前項の登録を要さない団体は、次のとおりとする。

(1) 市内の自治会

(2) 体育振興会

(3) 当該校の P T A

(4) その他委員会が認める団体

(使用手続)

第7条 学校施設を使用しようとする団体の責任者は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の前月の初日から使用日の7日前までに青梅市立学校施設使用承認申請書（様式第2号）により、校長を経て、委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、使用を承認したときは、青梅市立学校施設使用承認書（様式第3号。以下「使用承認書」という。）を交付する。

3 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項の規定により使用承認書の交付を受けるときに、委員会が指定する場所において、条例第8条第1項に規定する使用料を納入しなければならない。

4 使用者は、学校施設を使用するときは、第2項の規定により交付を受けた使用承認書を所持するとともに、委員会の求めに応じ、これを提示しなければならない。

(回数券の交付)

第8条 委員会は、委員会が指定する場所において、条例第8条第1項に規定する使用料をあらかじめ納入した者に、青梅市立学校施設使用回数券（様式第4号。以下「回数券」という。）を交付する。

2 前項の規定により交付を受けた回数券は、前条第2項の規定により使用承認書の交付を受けるときに提出しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 条例第8条第3項に規定する使用料の減額または免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その取扱いは、当該各号に定めるところによる。

(1) 青梅市が使用するとき 免除

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者のうち、障害者手帳の交付を受けた者等により構成する団体で、委員会が認めるものが使用するとき 免除

(3) 自治会、体育振興会および当該校の P T A が使用するとき 免除

(4) 市内の中学生以下を主な構成員とする市内の団体で、委員会が認めるものが、青少年の健全育成を目的として使用するとき 免除

(5) 市内の団体が、委員会が後援する事業のために使用する時 100分の50相当額

(6) 市内の官公署および学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（市立小中学校を除く。）が直接その用に使用する時 100分の50相当額

(7) その他委員会が必要と認めるとき 免除または100分の50相当額  
（使用取消しの申出）

第10条 使用者は、学校施設を使用する必要がなくなった場合は、速やかにその旨を委員会に申し出なければならない。

（使用料の還付）

第11条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第9条第1号の規定に該当する時 全額

(2) 条例第9条第2号の規定に該当する時 全額

(3) 条例第9条第3号の規定に該当する時 全額

2 前項各号の規定による使用料の還付を受けようとする者は、青梅市立学校施設使用承認取消申請書（様式第5号）にすでに交付されている使用承認書を添えて委員会に提出しなければならない。

（使用者の責任等）

第12条 学校施設の使用中に発生した事故については、使用者がその責任を負うものとする。

2 学校施設の使用に当たり必要となる消耗品は、原則として使用者が負担するものとする。

（使用責任者の義務）

第13条 学校施設の使用に当たっては、使用責任者（使用責任者が欠けた場合は、これに代わるべき成年者。以下同じ。）は、使用条件を遵守し、事故の防止に努めなければならない。

2 使用責任者は、学校施設の使用を終えたときは、必ず青梅市立学校施設使用報告書（様式第6号）を校長を経て、委員会に提出しなければならない。

（運営委員会）

第14条 学校施設の開放の円滑な運営を図るため、学校施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、校長、教員、体育関係団体および文化関係団体の代表者ならびに P T A の役員のうちから委員会が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、1 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第 15 条 この規則の施行について必要な事項は、青梅市教育委員会教育長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条第 3 項、第 8 条、第 9 条および第 11 条の規定は、平成 22 年 10 月 1 日以後の開放施設の使用について適用する。

(青梅市立学校施設の開放に関する規則の廃止等)

2 青梅市立学校施設の開放に関する規則（昭和 50 年教育委員会規則第 5 号）は、廃止する。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による廃止前の青梅市立学校施設の開放に関する規則（以下「廃止前の規則」という。）第 12 条の規定により委嘱を受けた委員は、第 14 条の規定により委嘱を受けたものとみなす。

4 この規則の施行の際、廃止前の規則の規定にもとづき作成された様式で、現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

付 則（平成 22 年 2 月 23 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 2 月 8 日教委規則第 1 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 第 3 条の規定による改正後の青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の規定は、施行日以後の青梅市立学校の施設の使用にかかる使用料について適用し、施行日以前の青梅市立学校の施設の使用にかかる使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

施設名	開放する場所	
屋内運動場	青梅市立小学校および青梅市立中学校（青梅市立東小学校および青梅市立東中学校を除く。）	
校庭		
音楽室	青梅市立今井小学校	第一音楽室
	青梅市立第二中学校	第二音楽室

別表第2（第4条関係）

施設名	開放する日	開放する時間
屋内運動場	日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（これらの日が冬季休業日に当たる場合を除く。以下これらを「休日等」という。） 夏季 春季休業日	午前9時から午後9時30分まで
	上記以外の日（冬季休業日を除く。）	午後5時から午後9時30分まで
校庭	休日等 夏季、春季休業日	午前6時30分から日没まで
音楽室	休日等 夏季、春季休業日	午前9時から午後9時30分まで
	上記以外の日（冬季休業日を除く。）	午後7時から午後9時30分まで



## 青梅市運動広場設置要綱

### 1 目的

この要綱は、市民のスポーツ・レクリエーションの振興および心身の健全な育成を図るため、民有地等の空閑地を利用する運動広場の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 対象の土地

対象の土地は、空閑地の状態であるもので、市において現況を調査の上適当と認め、かつ、次の各号に掲げる条件を備えた場所に限るものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 面積が1,000平方メートル以上であること。
- (2) 市の屋外運動施設（学校施設を除く。）、既設の運動広場から直線距離で500メートル以上離れていること。
- (3) 民有地の場合は、原則として10年以上の賃貸借契約または使用貸借契約が可能な土地であること。
- (4) 市有地の場合は、おおむね10年以上使用しない土地または使用目的が未定の土地とすること。
- (5) 利用について相当程度の需要が見込まれること。
- (6) 自治会等公共的団体が責任をもって管理できること。

### 3 施設

- (1) 土地の形態は、更地の状態で利用するものとするが、現状に応じて最小限度の整地を行う。
- (2) 運動広場の設備は、次に掲げるものを設けるものとするが、付带的設備については、面積、周辺環境の状況により考慮することができる。ただし、遊具は設置しない。  
ア 標準的設備 便所、水飲み場、注意板  
イ 付带的設備 ベンチ、日よけ、ネットフェンス、防球ネット等
- (3) 夜間照明設備の設置については、別に基準で定める。

### 4 施設管理

- (1) 運動広場の維持管理は、当該区域内の自治会等公共的団体に委託するものとする。
- (2) 前号の規定にもとづく運動広場の維持管理委託を受けたものは、善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

## 5 賃借料等

- (1) 運動広場の用地は、有償にて借受けする（固定資産税は課税）。ただし、固定資産税が非課税の土地または免除されている土地については無償借受けとする。
- (2) 運動広場の賃貸借契約における賃借料、施設の管理・清掃にかかる委託料については、別に定める。

## 6 実施期日

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

## 7 経過措置

この要綱の一部改正は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

## 青梅市屋内温水プール開放事業実施要綱

### 1 目的

この要綱は、青梅市の区域内（以下「市内」という。）の民間温水プールを活用して行う屋内温水プール開放事業について必要な事項を定め、もって市民の体力向上および健康増進を図ることを目的とする。

### 2 利用対象者

市内に住所を有する3歳以上の者（未就学児については、おむつが取れている者に限る。）とする。ただし、未就学児の場合は保護者の、小学校1年生および2年生の場合は高校生以上の者の同伴を必要とする。

### 3 利用施設

セントラルフィットネスクラブ西東京店（以下「施設」という。）とする。

### 4 利用日および時間

(1) 利用日および時間は、原則として、施設の年末年始の休業期間を除く、毎週日曜日の午前10時から午後6時までとする。

(2) 1回の利用時間は、2時間とする。

### 5 利用申込み

施設を利用しようとする者は、利用当日、施設において施設の管理者（以下「施設管理者」という。）に利用申込みを行い、次項に定める料金を支払うものとする。

### 6 利用料金

利用申込みをした者（以下「利用者」という。）は、利用料として400円（小人（中学生以下をいう。以下同じ。）であるときは100円）を、利用当日に施設管理者に支払うものとする。ただし、利用時間を超過した場合の利用料は、30分につき既納した利用料の4分の1とし、同日の利用後において同様に支払うものとする。

### 7 遵守事項

施設の利用に当たり、利用者は施設管理者の指示に従うものとする。

### 8 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、青梅市長が別に定める。

### 9 実施期日

この要綱は、平成13年5月1日から実施する。

10 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成17年4月1日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。
- (3) この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から実施する。